

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和6年度第11回 総会)

1. 開催日時： 令和7年3月24日（月） 午後1時30分 ～ 午後1時50分
その他を含めると午後1時55分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1 番	政岡 妙	○	
	2 番	岩本 隼夫	○	
	3 番	下元 和恵	○	
	4 番	政岡 富生	○	
	5 番	政岡 直文	○	
	6 番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1 番	有澤 明男	○	
	2 番	岩崎 憲二	○	
	3 番	黒原 美一	○	
	4 番	下元 勲	○	
	5 番	田上 敦之	○	
	6 番	野村 正幸	○	
	7 番	正岡 裕二		○
	8 番	山本 孝志	○	
合計			14 人	1 人

4. 議事日程： 第1号議案 非農地証明願について（1件）
第2号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表
第3号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定等
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員
事務局長 山崎 正明
事務局（書記） 永石 吏

6. 議事参与の制限：
該当無し

議長	それでは令和6年度の第11回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は15名中14名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせていただきます。4番、政岡富生委員さん。5番、政岡直文委員さん。よろしくお願いします。
議長	議案に入りたいと思います。 第1号議案、「非農地証明願」についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の野村正幸委員さん、何かありましたらお願い致します。
野村 正幸委員	はい、現地には家が建っており以前から宅地として使用されています。非農地の判断で問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第1号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第1号議案は許可されました。
議長	続きまして第2号議案「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 以上です。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長	令和6年度第11回総会（3月） 議事録 採決を致します。第6号議案、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について原案通り採決することにご異議ございませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第2号議案は原案のとおり決定されました。
議長	続きまして第3号議案、「令和7年度最適化活動の目標の設定」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 以上です。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第3号議案、「令和7年度最適化活動の目標の設定」について原案通り採決することにご異議ございませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第3号議案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして、令和6年度第11回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員 署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

人事異動について

その他 2

事務局からの諸連絡等

来月の総会日程の確認

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和6年度第11回 総会	第 1 号	令和7年3月11日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の 工 に該当する	現地は、昭和50年より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	野村 正幸 委員
作成：	事務局 永石 吏